

〔平 13. 10. 30〕
〔金融小 8 - 2〕

地 方 稅 關 係 資 料

目 次

・ 地方税の主な非課税等特別措置による減収額（9,770億円）の内訳（平成13年度ベース）	1
・ 地方税の非課税等特別措置による減収額の税目別分類（平成13年度）	2
・ 生命保険料控除（個人住民税）	3
・ 損害保険料控除（個人住民税）	4
・ 生命保険料控除・個人年金保険料控除の適用状況の累年比較	5
・ 損害保険料控除の適用状況の累年比較	6
・ 老人等の少額預金の利子の非課税等の減収額（平年度）の推移	7

地方税の主な非課税等特別措置による減収額(9,770億円)の内訳(平成13年度ベース)

(単位:億円)

個人住民税 (40.5%) 3,960			法人住民税 (8.0%) 780	事業税 (18.2%) 1,780	固定資産税 (33.3%) 3,250
生命保険料 ・損害保険 料控除 (10.2%) 1,000	老人マル優等 (20.6%) 2,010 (郵貯集中満期分除き380億円)	その他 (9.7%) 950	(8.0%) 780	事業税 (18.2%) 1,780	(33.3%) 3,250
				社会保険 診療報酬 の所得計 算の特例 (8.4%) 820	

(注) 1 公共・公益法人等に係る不動産取得税及び固定資産税の非課税措置による減収額は含まれていない。

2 住宅・住宅用地に係る不動産取得税及び固定資産税の特例措置による減収額は含まれていない。

(備考) 上記のほか、緊急経済対策(13年4月)により創設された長期保有株式に係る少額譲渡益非課税制度による減収額▲約10億円がある。

地方税の非課税等特別措置による減収額の税目別分類（平成13年度）

（単位：億円）

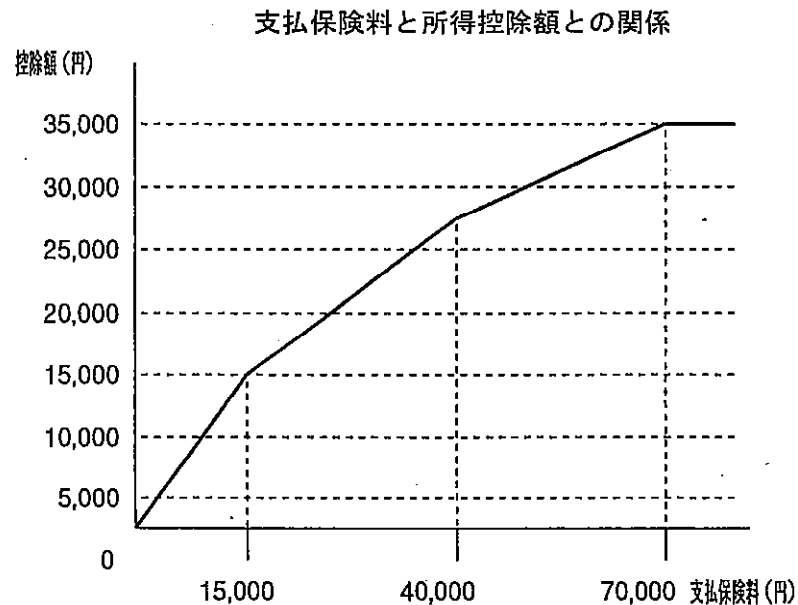
区 分	減 収 額
一 道 府 県 税	
1 道 府 県 民 税	
(1) 生命保険料控除	300
(2) 損害保険料控除	20
(3) 同居の特別障害者又は老親等に係る 扶養控除等の特例	70
(4) 所得税の租税特別措置による影響 (老人マル優2,010億円を含む)	2,220
(5) 法人税の租税特別措置による影響	220
計	2,830
2 事 業 税	
(1) 社会保険診療報酬の所得計算の特例	820
(2) 法人税及び所得税の租税特別措置による 影響	960
計	1,780
道 府 県 税 計	4,610
二 市 町 村 税	
1 市 町 村 民 税	
(1) 生命保険料控除	640
(2) 損害保険料控除	40
(3) 同居の特別障害者又は老親等に係る 扶養控除等の特例	160
(4) 所得税の租税特別措置による影響	510
(5) 法人税の租税特別措置による影響	560
計	1,910
2 固 定 資 産 税	
(1) 非 課 税	
(ア) 大都市地域内の鉄道等のトンネル	40
(イ) 保 安 林	30
(ウ) 農業協同組合等の事務所及び倉庫、 健康保険組合等の病院及び診療所	10
(エ) そ の 他	50
小 計	130
(2) 課税標準の特例	
(ア) 電 気	510
(イ) 船 舶	120
(ウ) 鉄 軌 道	370
(エ) そ の 他	540
小 計	1,540
(3) 税額の軽減	
(ア) 新 築 住 宅	770
(イ) 新築中高層耐火建築住宅	810
小 計	1,580
計	3,250
市 町 村 税 計	5,160
地 方 税 計	9,770

生命保険料控除（個人住民税）

1 制度の概要

生命保険料を支払った場合には、支払保険料の額に応じて最高35,000円まで「生命保険料控除」として所得控除できる。

個人年金保険料を支払った場合についても、上記と同様に最高35,000円まで、別枠で「生命保険料控除」として所得控除できる。



2 控除対象とされる生命保険料に係る契約の範囲

- (1) 生命保険契約等 次に掲げる契約のうち、その契約に基づく保険金等の受取人のすべてをその保険料の払込者又はその親族とするもの

- ①生命保険会社等の締結した生命保険契約のうち生存又は死亡に基因して一定額の保険金が支払われるもの（期間5年未満のもの等を除く）
- ②簡易生命保険契約、農業協同組合の締結した生命共済契約等
- ③生命保険会社等又は損害保険会社等の締結した身体の傷害又は疾病により保険金が支払われる保険契約のうち、病院等入院して医療費を支払ったことなどに基因して保険金が支払われるもの

- (2) 個人年金保険契約等 上記①及び②の契約（年金を給付する定めのあるものに限る）のうち、(a)年金の受取人は保険料の払込者又はその配偶者が生存している場合にはこれらの者のいずれかとするものであること、(b)保険料の払込みが年金支払前に10年以上定期で行うものであること、(c)年金の支払は、受取人が60歳になった日以後であって、10年以上又は終身で行われるものであること、という要件の定めのあるもの

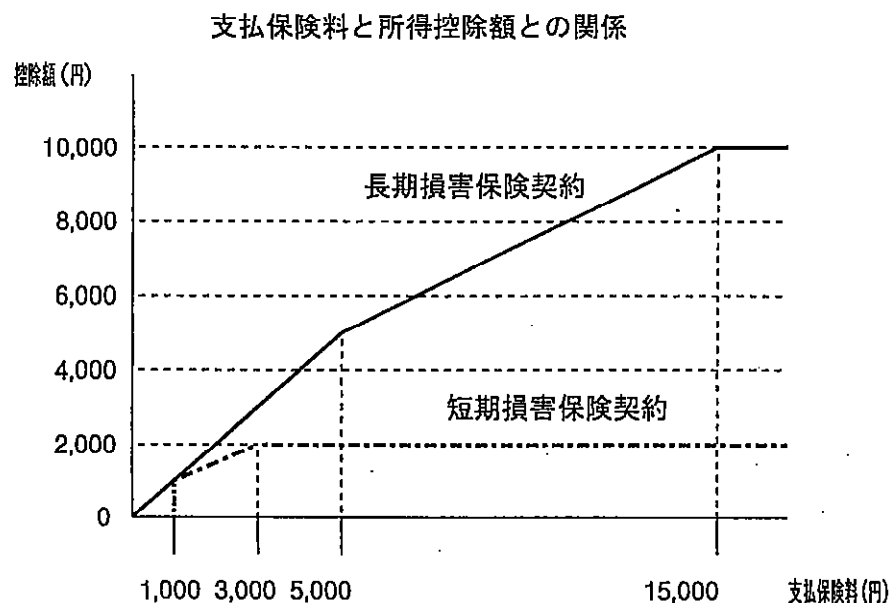
3 生命保険料控除の沿革

区 分	生命保険料控除 (昭和37年度創設)	個人年金保険料控除 (昭和60年度別枠控除創設)
昭和37年度	所得控除 最高22,500円	
43年度	所得控除 最高25,000円	
46年度	所得控除 最高27,500円	
50年度	所得控除 最高35,000円	
60年度	所得控除 最高35,000円	所得控除 最高 3,500円
平成3年度	〃 〃	所得控除 最高35,000円

損害保険料控除（個人住民税）

1 制度の概要

損害保険料を支払った場合には、支払保険料の額に応じて、長期契約は最高10,000円、短期契約は最高 2,000円まで「損害保険料控除」として所得控除できる。



（備考）長期損害保険契約とは、保険期間が10年以上で満期返戻金の支払いがあるものをいう。

2 控除対象とされる損害保険料の範囲

納税者若しくは納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の有する家屋（常時その居住の用に供するもの）などを保険等の目的とする損害保険契約等、これらの者の身体の傷害に基因して保険金等が支払われる損害保険契約等又はこれらの者の身体の傷害又は疾病により病院等に入院して医療費を支払ったことなどに基因して共済金が支払われる損害保険契約等で次に掲げる損害保険契約等に係る保険料又は掛金

- （イ） 損害保険会社等の締結した損害保険契約のうち一定の偶発の事故によって生ずることのある障害をてん補するもの
- （ロ） 農業協同組合又は消費生活協同組合連合会等の締結した建物更生共済若しくは火災共済又は身体の傷害若しくは医療費の支出に関する共済に係る契約
- （ハ） 損害保険会社等又は生命保険会社等の締結した身体の傷害に基因して保険金が支払われる保険契約

3 損害保険料控除の沿革（創設 平成3年度）

区 分	控 除 限 度 額	
	短 期	長 期
平成3年度	2, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円

生命保険料控除・個人年金保険料控除の適用状況の累年比較

(生命保険料控除)

区 分	納税義務者数	生命保険料控除	適用割合
昭和 年度	万人	万人	%
51	3,458	2,504	72.4
56	4,040	3,081	76.3
61	4,533	3,633	80.1
平成 6 年度	5,100	4,304	84.4
7	5,105	4,323	84.7
8	5,171	4,362	84.4
9	5,245	4,405	84.0
10	5,246	4,394	83.8
11	5,232	4,316	82.5
12	5,163	4,252	82.4

(うち個人年金分)

区 分	納税義務者数	個人年金保険料控除	適用割合
平成 年度	万人	万人	%
6	5,100	742	14.5
7	5,105	843	16.5
8	5,171	905	17.5
9	5,245	960	18.3
10	5,246	973	18.5
11	5,232	949	18.1
12	5,163	939	18.2

(備考)

- 1 「市町村税課税状況等の調」(総務省自治税務局)による。
- 2 生命保険料控除については、生命保険料分と個人年金保険料分を合計した適用状況である。

損害保険料控除の適用状況の累年比較

区 分	納税義務者数	損害保険料控除	適用割合
昭和 年度	万人	万人	%
3	4,768	2,089	43.8
4	4,917	2,157	43.9
5	5,046	2,236	44.3
平成 6 年度	5,100	2,286	44.8
7	5,105	2,302	45.1
8	5,171	2,338	45.2
9	5,245	2,384	45.5
10	5,246	2,401	45.8
11	5,232	2,396	45.8
12	5,163	2,374	46.0

(備考)

- 1 「市町村税課税状況等の調」(総務省自治税務局)による。
- 2 個人住民税の損害保険料控除は、平成3年度に創設されたものである。

老人等の少額預金の利子の非課税等の減収額(平年度)の推移

	減収額(億円)	(参考) 非課税貯蓄残高(兆円)		
	個人住民税	郵便貯金	少額貯蓄	少額公債
平成 3 年度	1,950	24.9	27.8	3.3
4	1,450	25.4	27.2	3.4
5	1,250	27.0	27.3	3.2
6	800	29.1	28.5	2.9
7	820	31.3	30.6	3.7
8	330	32.7	31.0	3.7
9	270	33.2	30.5	3.7
10	250	33.8	30.2	3.7
11	200	33.4		
12	2,160	33.8		
13	1,980	31.0		

- (備考) 1 非課税貯蓄残高は、毎年3月末のものである。
2 減収額は、財形貯蓄(住宅・年金)利子非課税分を除いた金額である。
3 平成5年度の非課税限度額引上げ(300万円→350万円)による減収額は約100億円(新たな非課税限度額は新規預入分から適用。)